

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月12日
【四半期会計期間】	第173期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】	日本坩堝株式会社
【英訳名】	Nippon Crucible Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大久保 正志
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
【電話番号】	03(3443)5551(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 坂本 信治
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
【電話番号】	03(3443)5551(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 坂本 信治
【縦覧に供する場所】	日本坩堝株式会社 大阪支店 (東大阪市稲田上町一丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

当社大阪支店は、会社法第911条第3項第3号に掲げる支店として同項の規定により登記されているものではありませんが、特に便宜をはかるため備え置き、公衆の縦覧に供することといたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第172期 第2四半期 連結累計期間	第173期 第2四半期 連結累計期間	第172期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高 (千円)	3,897,886	3,951,073	7,725,308
経常利益 (千円)	168,325	184,672	352,995
四半期(当期)純利益 (千円)	95,366	136,121	176,364
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	89,774	97,754	207,204
純資産額 (千円)	2,801,161	2,988,704	2,918,591
総資産額 (千円)	8,978,357	9,008,770	8,830,033
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.05	10.07	13.04
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	31.0	33.0	32.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	51,097	339,954	22,357
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	77,128	95,918	141,049
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	432,065	7,489	765,944
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,507,104	1,434,349	1,182,902

回次	第172期 第2四半期 連結会計期間	第173期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	3.72	3.95

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第172期第2四半期連結累計期間、第173期第2四半期連結累計期間、第172期は潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、震災からの復興需要やエコカー補助金の政策効果等により景気は緩やかながら回復基調で推移してまいりましたが、欧州債務問題、世界経済の減速、長期化する円高などの影響で依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループを取り巻く関連業界におきましては、主な取引先である自動車産業はエコカー補助金効果や新興国需要の拡大により、堅調に推移いたしました。鉄鋼産業は自動車産業の需要を背景に生産量は回復いたしました。アジア経済の減速と中国鉄鋼産業の生産量拡大により、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは営業と技術が一体となり積極的な販売活動を展開するとともに、経費の節減と生産の効率化に取り組んでまいりました。その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は39億5千1百万円（前年同四半期比1.4%増）、営業利益は1億8千6百万円（前年同四半期比3.9%増）、経常利益は1億8千5百万円（前年同四半期比9.7%増）、四半期純利益は1億3千6百万円（前年同四半期比42.7%増）となりました。

事業の分野別業績

鑄造市場向けでは、自動車をはじめとする輸送機械関連産業の生産活動が順調に回復したことにより、売上高は22億5千5百万円（売上高比率57.1%）と前年同四半期比3.2%増加いたしました。

鉄鋼市場向けでは、鉄鋼生産量が増加したことにより、売上高は6億8千6百万円（売上高比率17.4%）と前年同四半期比5.1%増加いたしました。

溶解炉・環境関連向けでは、工事受注や炉修等は増加いたしました。環境関連が減少したことにより、売上高は6億4千9百万円（売上高比率16.4%）と前年同四半期比2.0%減少いたしました。

海外市場向けでは、円高の影響を受け、売上高は2億5千万円（売上高比率6.3%）と前年同期比10.1%減少いたしました。

不動産賃貸事業は、売上高は1億1千1百万円（売上高比率2.8%）と前年同期比6.7%減少いたしました。

セグメントの業績

セグメント別については、耐火物等事業は売上高が31億3百万円（売上高比率78.3%）と前年同四半期比0.4%増加し、営業利益は2億8千3百万円となりました。エンジニアリング事業は売上高が7億4千7百万円（売上高比率18.9%）と前年同四半期比7.9%増加し、営業利益は5千3百万円となりました。不動産賃貸事業は売上高が1億1千1百万円（売上高比率2.8%）と前年同四半期比6.7%減少し、営業利益は6千5百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末比2億9千2百万円(4.9%)増加し、63億1千5百万円となりました。主なものは、現金及び預金、売上債権の増加によるものです。

当第2四半期連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末比1億1千3百万円(4.0%)減少し、26億9千4百万円となりました。主なものは保険積立金の満期取崩によるものです。

これらの要因により、当第2四半期連結会計期間末の総資産は、全体で前連結会計年度末比1億7千9百万円(2.0%)増加し、90億9百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末比1億1千8百万円(2.8%)増加し、43億4千7百万円となりました。主なものは短期借入金及び未払法人税等の増加によるものです。

当第2四半期連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末比9百万円(0.5%)減少し、16億7千3百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末比7千万円(2.4%)増加し、29億8千9百万円となりました。主なものは、時価下落によりその他有価証券評価差額金が4千1百万円減少しましたが、利益剰余金が1億9百万円増加したことによるものです。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の自己資本比率は33.0%(前連結会計年度末は32.8%)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前第2四半期連結会計期間末比7千3百万円減少し、14億3千4百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業キャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益1億8千4百万円、減価償却費1億5百万円、売上債権7千5百万円の増加、保険積立金1億2千9百万円の減少などにより3億4千万円の収入となりました。(前年同四半期は5千1百万円の支出)

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得などにより9千5百万円の支出となりました。(前年同四半期は7千7百万円の支出)

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金2億円、長期借入金の返済2億2千8百万円などにより7百万円の収入となりました。(前年同四半期は4億3千2百万円の支出)

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「原プラン」といいます。)の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第168回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

原プランは、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、原プラン導入後の情勢変化及び買収防衛策に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様が適切な判断をするために必要な十分な情報及び時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、原プランはなお有用であると判断し、平成23年5月13日開催の当社取締役会において、原プランを継続(以下、継続後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を「本プラン」といいます。)することを決議いたしました。本プランについては、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、関連議案が承認されております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念及び企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主及び投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダー（利害関係者）との良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針実現のための取組みについて

(1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は、明治18年（1885年）の創業以来、耐火物及び工業炉のメーカーとして126年間、国内外の鑄造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続してきた理由は、取引先、債権者、従業員等のステークホルダー（利害関係者）との長期的な信頼関係を基盤とし、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考え、今後も一更の研鑽を努めてまいります。

当社は、「創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を、目指す」ことを経営理念として、平成23年度以降、新3ヵ年計画を策定し、さらなる企業発展をめざしてまいります。

その活動目標は、次のとおりであります。

主力の鑄造市場に対しては、高品質の黒鉛ルツボのシェア拡大を図るとともに、自動車メーカー、太陽光発電メーカーなどの設備投資拡大に対応し、鑄造用耐火物の拡販をする。

鉄鋼市場に対しては、従来の客先に加え新規の客先を深耕し、不定形耐火物の拡販を強化する。

溶解炉・環境関連市場に対しては、ルツボ式連続溶解保持炉（メルキーパー）を主力として拡販に注力するとともに、環境関連の新用途溶解炉の開発を推進する。原子力発電所向けの高性能特殊ルツボについても、品質向上を図り拡販をする。

海外市場に対しては、中国市場については、現地法人及び合併企業を通して黒鉛ルツボの拡販とともにメルキーパー、不定形耐火物など鑄造用耐火物の市場開拓を促進する。タイ市場においても、合併企業によるメルキーパーの市場開拓を進め、アジア市場への積極的な拡販を強化していく。

調達部による原材料、設備、機材の合理的購入を強力に推し進めるとともに、製造工場においては、品質管理を徹底するとともに生産性の向上を図り、高性能製品の安定供給と総コスト低減を推進する。

不動産賃貸業に対しては、本社賃貸ビルの安定的収益を維持し、豊田・大阪工場の遊休土地の有効活用を推進していく。

なお、原材料の高騰、景気の不透明感による需要の減少傾向の懸念等、経営環境の変化は激しいものがあり、当社は常に変化に柔軟に対応し、企業価値の向上を図ってまいりたいと考えております。

利益配分に関しましては、経営基盤の安定化のために必要な内部留保を確保しながら、継続的かつ安定的な配当を行い株主の皆様への利益還元を図ってまいりたい方針であります。

当社は、当社の企業価値と株主共同の利益を向上させていくためには、当社の事業を深く理解し、以上のような諸施策を実施していくことが不可欠なものと考えます。

(2) コーポレートガバナンスへの取り組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダー重視の観点から、経営が健全、適切且つ効率的に運営されているかを監視、統制する仕組みを構築するため、取締役会、監査役会のほかに内部監査室を設置し、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めています。

また、内部統制を経営上の重要課題として捉え、社外監査役による監査体制の充実、法律・会計上の専門家による充実したサポート、内部監査室を含めた法務部門、経理部門の体制強化に努めており、企業価値向上を図るべく、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでいます。

取締役会は取締役6名で構成され、毎月1回の定例開催や必要に応じた臨時開催により経営の基本方針や重要事項を協議、議論を行うことで対策等を検討しています。

監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の監査役2名(3名全員が社外監査役)で構成され、取締役会には監査役全員が出席しており、取締役とは職責を異にする独立機関であることを十分に認識し、積極的且つ活発な発言をしています。さらに監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に必ず出席するほか、重要な決裁文書を閲覧し、取締役、使用人から報告を受けるなど、取締役の業務の執行を監視しています。

当社は内部統制の徹底を期す目的で、社長直轄の内部監査室を設置しており、総務部法務室、経理部及び内部監査室が監査役会、監査法人と連携を取り、適時監査し、必要に応じて弁護士へ連絡をとり、対応する体制をとっております。

3. 本プランの目的

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間を確保するとともに、大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。現在の独立委員会委員である本林 徹氏、茂木康三郎氏、草野成郎氏は、本プランの継続後も引き続き就任する予定です。

4. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付等

本プランは以下の()または()に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

()当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- ()買付者等の概要
 - (イ)氏名または名称及び住所または所在地
 - (ロ)代表者の役職及び氏名
 - (ハ)会社等の目的及び事業の内容
 - (ニ)大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
 - (ホ)国内連絡先
 - (ヘ)設立準拠法
 - ()買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
 - ()買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
 - 「本必要情報」の提供
 - 上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。
 - まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を（ ）(ホ)国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。
 - また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等には当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供していただきます。
 - なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。
 - ()買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
 - ()大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。）
 - ()大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
 - ()大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
 - ()大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
 - ()買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - ()買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
 - ()大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ()大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、及び顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

() 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(xi) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は買付者等から意向表明書が提出された事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、独立委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、原則として最大90日間の範囲内で、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合又は独立委員会の勧告を受けた場合には1回に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は原則として最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()または()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

() 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合または当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である場合で、対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、大規模買付等が下記の(イ)から(ト)に掲げるいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものである場合に該当するものとします。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的での当社の株券等の取得（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に転移する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的での当社の株券等の取得であると判断される場合

- (ホ)買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ヘ)買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、取得の時期及び方法、違法性の有無、実現可能性、大規模買付等の後の経営方針又は事業計画、大規模買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適当なものであると判断される場合
- (ト)当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の利害関係者との関係や、当社の技術力、ブランド力または企業文化を毀損する等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれがあると判断される場合

なお、独立委員会は、対抗措置の発動が相当であると判断する場合でも、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、取締役会に、株主総会の招集、対抗措置に関する議案の付議を勧告するものとします。

()独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の大規模買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、企業価値を毀損しもしくは株主共同利益を損なうものとはいえないと判断した場合、または、それ以外の場合でも対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大規模買付等が上記()の要件を充足することとなった場合には、対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

取締役会の決議、株主総会の開催等

当社取締役会は、 に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動に係る株主総会の招集及び議案の付議を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催し、対抗措置に関する議案を付議するものとします。当該株主総会で対抗措置の発動を認める決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従い、対抗措置に必要な手続を遂行します。当該株主総会で対抗措置の発動を認めない決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記 の手続に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

大規模買付等の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続を遵守するものとし、当社取締役会または株主総会が 記載の対抗措置の不発動の対抗措置の不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は下記に記載のとおりといたします。

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記9項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、()上記()ないし()に該当する者の関連者（以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記第9項(2)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(3) (1)及び(2)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの当初の有効期間は、平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の取締役会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランにつき株主の皆様のご意思を反映させるため、本定時株主総会において、本プランへの継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただくこととし、かかるご承認がいただけない場合には、本プランへの継続はなされません。また、上記4.(3)に記載したとおり、本プランには、その有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、また、本定時株主総会後においても当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)及びに記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権を無償取得した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資者の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当て期日を定め、これを公告します。

なお、割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、6千2百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,090,400	14,090,400	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	14,090,400	14,090,400		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		14,090,400		704,520		56,076

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区内幸町1-1-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	650	4.61
日本増埜株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-21-3	570	4.04
柏屋商事株式会社	千葉県野田市野田339	550	3.90
プリヴェキヤピタルマネジメント株 式会社	東京都港区六本木1-6-1	494	3.50
岡田民雄	埼玉県蕨市	455	3.22
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行 株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	438	3.10
野村信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区大手町2-2-2	432	3.06
日本増埜従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿1-21-3	420	2.98
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	280	1.98
日本精鉱株式会社	東京都新宿区下宮比町3-2	254	1.80
計		4,544	32.25

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 570,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,503,000	13,503	
単元未満株式	普通株式 17,400		
発行済株式総数	14,090,400		
総株主の議決権		13,503	

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本増埧株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1 - 2 1 - 3	570,000	-	570,000	4.05
計		570,000	-	570,000	4.05

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,321,502	1,572,949
受取手形及び売掛金	2,940,427	3,015,383
商品及び製品	648,608	609,810
仕掛品	261,611	310,087
原材料及び貯蔵品	594,106	563,011
その他	257,379	244,625
貸倒引当金	900	900
流動資産合計	6,022,733	6,314,965
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,003,196	991,462
機械装置及び運搬具(純額)	274,679	298,088
工具、器具及び備品(純額)	52,565	52,406
土地	95,775	95,775
リース資産(純額)	193,241	173,488
建設仮勘定	6,155	35,837
有形固定資産合計	1,625,611	1,647,056
無形固定資産	17,297	14,673
投資その他の資産		
投資有価証券	554,166	503,130
繰延税金資産	216,938	255,560
その他	498,379	374,248
貸倒引当金	105,091	100,862
投資その他の資産合計	1,164,392	1,032,076
固定資産合計	2,807,300	2,693,805
資産合計	8,830,033	9,008,770

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,305,577	1,268,781
短期借入金	2,283,974	2,338,824
リース債務	43,385	42,364
未払法人税等	9,062	84,792
賞与引当金	161,365	170,600
役員賞与引当金	13,550	6,378
その他	412,549	435,528
流動負債合計	4,229,462	4,347,267
固定負債		
長期借入金	900,717	902,880
リース債務	156,679	135,817
退職給付引当金	381,977	398,603
役員退職慰労引当金	78,220	73,900
資産除去債務	8,500	8,500
その他	155,887	153,099
固定負債合計	1,681,980	1,672,799
負債合計	5,911,442	6,020,066
純資産の部		
株主資本		
資本金	704,520	704,520
資本剰余金	56,076	56,076
利益剰余金	2,178,782	2,287,862
自己株式	68,972	68,972
株主資本合計	2,870,406	2,979,486
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	41,380	797
繰延ヘッジ損益	325	1,437
為替換算調整勘定	12,598	10,610
その他の包括利益累計額合計	28,457	11,250
少数株主持分	19,728	20,468
純資産合計	2,918,591	2,988,704
負債純資産合計	8,830,033	9,008,770

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	3,897,886	3,951,073
売上原価	2,812,066	2,860,361
売上総利益	1,085,820	1,090,712
販売費及び一般管理費	907,079	905,043
営業利益	178,741	185,669
営業外収益		
受取利息	245	241
受取配当金	7,376	8,628
受取家賃	7,862	8,512
持分法による投資利益	7,388	7,778
その他	8,273	4,427
営業外収益合計	31,144	29,586
営業外費用		
支払利息	39,584	28,716
手形売却損	39	171
その他	1,937	1,696
営業外費用合計	41,560	30,583
経常利益	168,325	184,672
特別損失		
固定資産除却損	48	895
特別損失合計	48	895
税金等調整前四半期純利益	168,277	183,777
法人税、住民税及び事業税	15,070	79,700
法人税等調整額	52,660	33,384
法人税等合計	67,730	46,316
少数株主損益調整前四半期純利益	100,547	137,461
少数株主利益	5,181	1,340
四半期純利益	95,366	136,121

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	100,547	137,461
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,176	40,583
繰延ヘッジ損益	1,881	1,112
為替換算調整勘定	1,522	1,988
その他の包括利益合計	10,773	39,707
四半期包括利益	89,774	97,754
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	84,593	97,014
少数株主に係る四半期包括利益	5,181	740

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	168,277	183,777
減価償却費	122,874	104,984
貸倒引当金の増減額(は減少)	187	4,229
賞与引当金の増減額(は減少)	3,910	9,235
役員賞与引当金の増減額(は減少)	5,500	7,172
退職給付引当金の増減額(は減少)	27,282	16,626
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	45,638	4,320
受取利息及び受取配当金	7,621	8,869
支払利息	39,584	28,716
持分法による投資損益(は益)	7,388	7,778
固定資産除却損	48	895
売上債権の増減額(は増加)	74,970	74,956
たな卸資産の増減額(は増加)	80,895	21,417
仕入債務の増減額(は減少)	57,325	36,796
保険積立金の増減額(は増加)	7,851	128,520
その他	68,425	13,755
小計	94,105	336,295
利息及び配当金の受取額	7,522	8,782
利息の支払額	39,573	28,273
法人税等の支払額	113,151	10,448
法人税等の還付額	-	33,598
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,097	339,954
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	55,415	95,064
無形固定資産の取得による支出	460	-
投資有価証券の取得による支出	1,990	1,929
子会社出資金の取得による支出	20,005	-
長期貸付けによる支出	750	1,075
長期貸付金の回収による収入	1,492	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,128	95,918
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	118,001	85,000
長期借入れによる収入	-	200,000
長期借入金の返済による支出	250,984	227,987
自己株式の取得による支出	35	-
配当金の支払額	40,562	27,041
少数株主への配当金の支払額	600	600
リース債務の返済による支出	21,883	21,883
財務活動によるキャッシュ・フロー	432,065	7,489
現金及び現金同等物に係る換算差額	233	78
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	560,523	251,447
現金及び現金同等物の期首残高	2,067,627	1,182,902
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,507,104	1,434,349

【会計方針の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自平成24年4月1日
至平成24年9月30日)

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第2四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	77,761千円	96,136千円
支払手形	83,765	63,712

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
荷造運搬費	123,835千円	125,543千円
役員報酬	61,704	59,595
給料及び手当	204,305	204,144
賞与引当金繰入額	67,611	73,784
役員賞与引当金繰入額	5,000	6,378
退職給付費用	26,097	25,337
役員退職慰労引当金繰入額	12,112	9,500
研究開発費	63,261	61,829

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	1,645,755千円	1,572,949千円
預入期間が3か月を超える定期預金	138,651	138,600
現金及び現金同等物	1,507,104	1,434,349

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	40,562	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	27,041	2.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)2
	耐火物等	エンジニア リング	不動産賃貸事 業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,086,983	691,736	119,167	3,897,886	-	3,897,886
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,823	-	-	3,823	3,823	-
計	3,090,806	691,736	119,167	3,901,709	3,823	3,897,886
セグメント利益	323,444	13,410	72,607	409,461	230,720	178,741

(注)1. セグメント利益の調整額 230,720千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社部門の人件費及び経費
 であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)2
	耐火物等	エンジニア リング	不動産賃貸事 業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,093,411	746,913	110,749	3,951,073	-	3,951,073
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,613	-	-	9,613	9,613	-
計	3,103,024	746,913	110,749	3,960,686	9,613	3,951,073
セグメント利益	282,631	52,586	65,011	400,228	214,559	185,669

(注)1. セグメント利益の調整額 214,559千円は、主に報告セグメントに帰属しない本社部門の人件費及び経費
 であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が
 ありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が
 ありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が
 ありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	7円5銭	10円7銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	95,366	136,121
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	95,366	136,121
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,520	13,520

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

日本増埜株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下 稲子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本増埜株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本増埜株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。